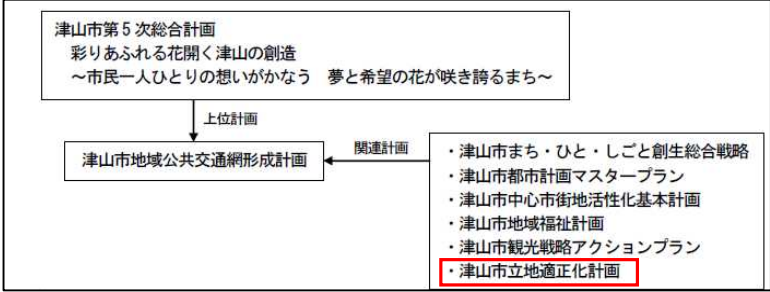
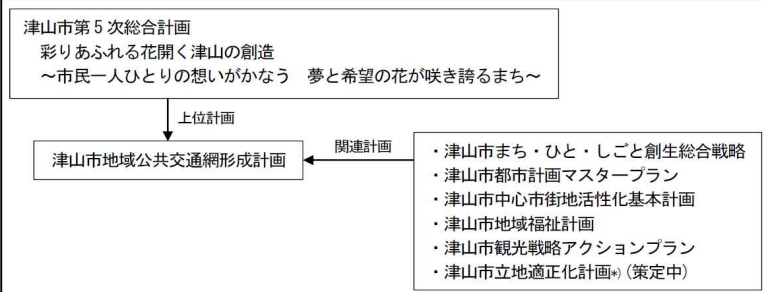
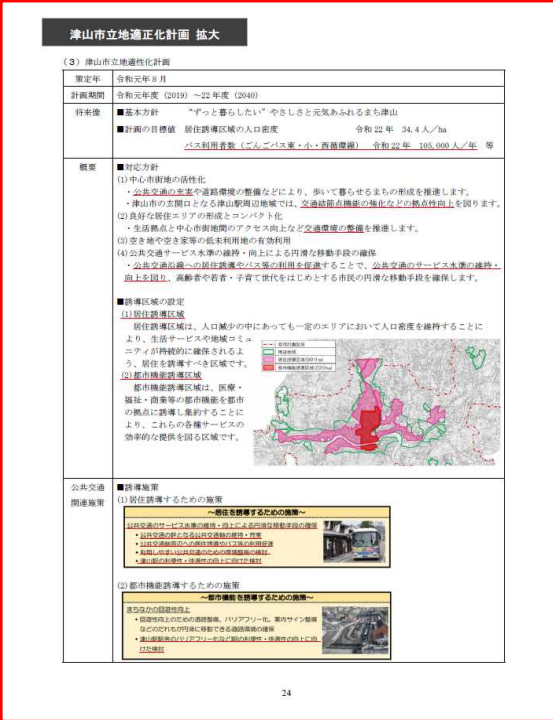


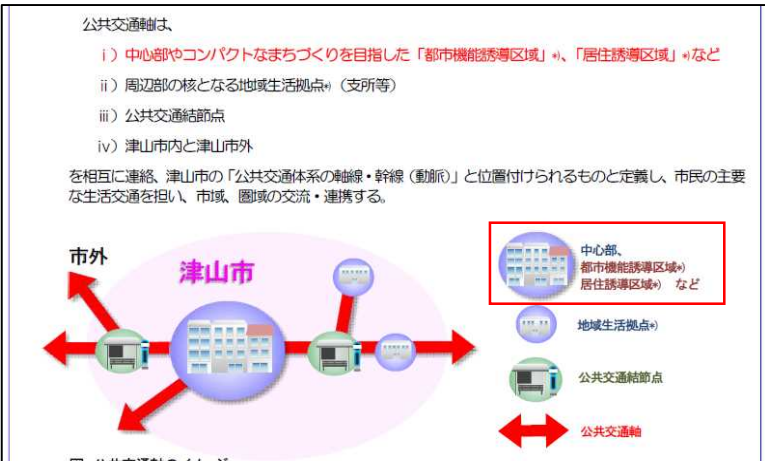
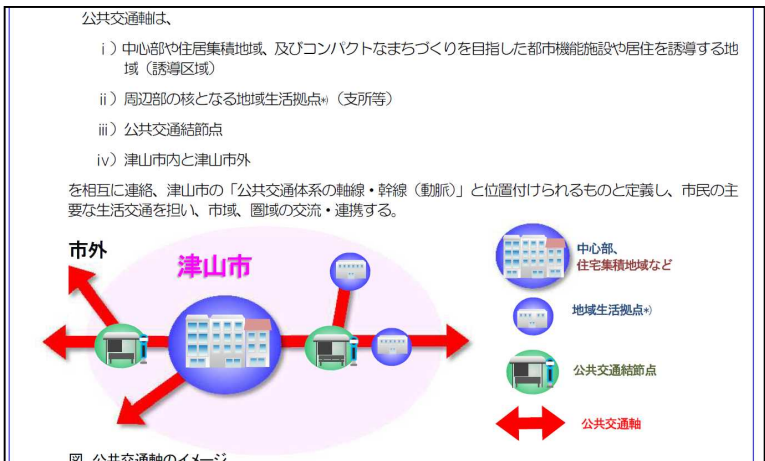
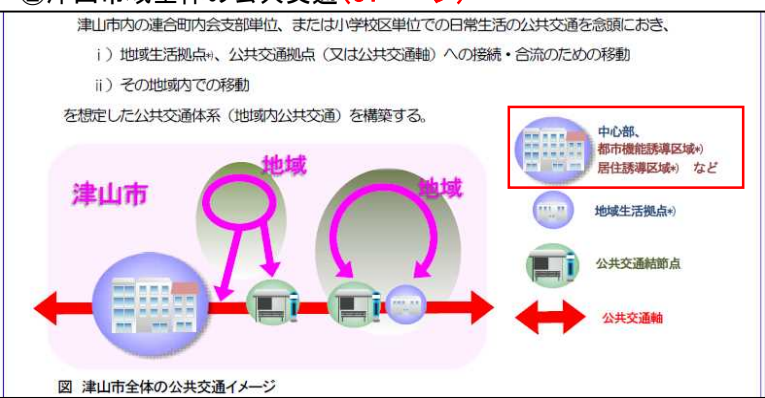
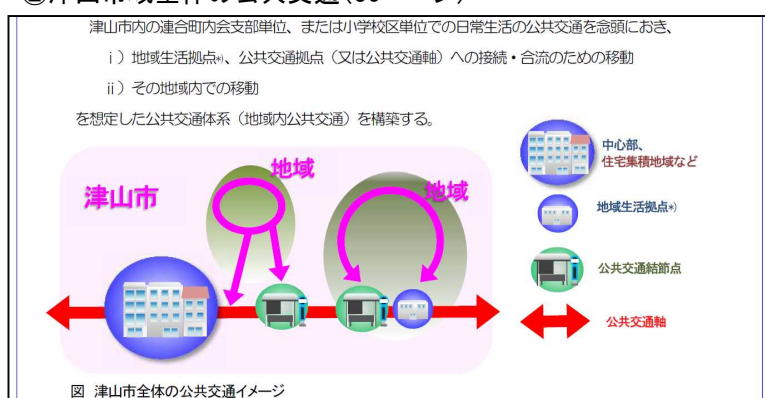
津山市公共交通網形成計画 新旧対照表(赤文字、赤線囲み部分は変更、追加箇所)

変更後	変更前	備考
<p>はじめに</p> <p>(1)計画策定の趣旨及び位置付け</p> <p>●計画の位置付け(1ページ)</p> 	<p>はじめに</p> <p>(1)計画策定の趣旨及び位置付け</p> <p>●計画の位置付け(1ページ)</p> 	<p>・津山市立地適性化計画が令和元年8月策定のため、策定中の文言を削除</p>
<p>4. 上位計画・関連計画の整理</p> <p>(3)津山市立地適正化計画(24ページ)</p>  <p>※ 拡大したものは別紙を参照。</p>	<p>4. 上位計画・関連計画の整理</p> <p>(新設)</p>	<p>・新たに立地適正化計画の整理ページを挿入</p>

津山市公共交通網形成計画 新旧対照表(赤文字、赤線囲み部分は変更、追加箇所)

変更後	変更前	備考																																																																																
<p>4. 上位計画・関連計画の整理</p> <p>(4)津山市地域福祉計画(25ページ)</p> <table border="1" data-bbox="129 292 900 544"> <tr><td colspan="2">(4) 津山市地域福祉計画</td></tr> <tr><td>策定年</td><td>平成26年3月</td></tr> <tr><td>計画期間</td><td>平成26年度(2014)～30年度(2018)</td></tr> <tr><td>将来像</td><td>■基本理念 つくりあげよう やさしさとぬくもりあふれる まちをちいきを しみんみんなのちえとちからで</td></tr> <tr><td>概要</td><td>■アンケート調査結果から見た地域の特性 <市民アンケート> ・高齢者が安心して暮らしていくための重要な取り組み:「利用しやすい交通機関の充実」43.1% ・障害のある人が安心して暮らしていくための重要な取り組み:「利用しやすい交通機関の充実」53.0% ■基本目標と施策体系</td></tr> </table> <p>表 上位計画・関連計画の一覧(25ページ)</p> <table border="1" data-bbox="129 632 887 871"> <tr><th>NO.</th><th>計画名称</th><th>視点</th><th>策定期期</th></tr> <tr><td>1</td><td>交通政策基本計画</td><td>国における交通政策の方針</td><td>H25.12</td></tr> <tr><td>2</td><td>津山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)</td><td>県のまちづくりの方向性との整合</td><td>H24.1</td></tr> <tr><td>3</td><td>津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略</td><td>人口減少克服・地方創生に関する施策との整合</td><td>H27.10</td></tr> <tr><td>4</td><td>津山市都市計画マスタープラン</td><td>まちづくりの方向性との整合、公共交通と連携したまちづくり</td><td>H20.3</td></tr> <tr><td>5</td><td>津山市成長戦略</td><td>成長分野(観光)での公共交通の役割</td><td>H26.2</td></tr> <tr><td>6</td><td>津山市観光戦略アクションプラン</td><td>来訪者の交通手段確保</td><td>H27.3</td></tr> </table>	(4) 津山市地域福祉計画		策定年	平成26年3月	計画期間	平成26年度(2014)～30年度(2018)	将来像	■基本理念 つくりあげよう やさしさとぬくもりあふれる まちをちいきを しみんみんなのちえとちからで	概要	■アンケート調査結果から見た地域の特性 <市民アンケート> ・高齢者が安心して暮らしていくための重要な取り組み:「利用しやすい交通機関の充実」43.1% ・障害のある人が安心して暮らしていくための重要な取り組み:「利用しやすい交通機関の充実」53.0% ■基本目標と施策体系	NO.	計画名称	視点	策定期期	1	交通政策基本計画	国における交通政策の方針	H25.12	2	津山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)	県のまちづくりの方向性との整合	H24.1	3	津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口減少克服・地方創生に関する施策との整合	H27.10	4	津山市都市計画マスタープラン	まちづくりの方向性との整合、公共交通と連携したまちづくり	H20.3	5	津山市成長戦略	成長分野(観光)での公共交通の役割	H26.2	6	津山市観光戦略アクションプラン	来訪者の交通手段確保	H27.3	<p>4. 上位計画・関連計画の整理</p> <p>(3)津山市地域福祉計画(24ページ)</p> <table border="1" data-bbox="940 292 1711 531"> <tr><td colspan="2">(3) 津山市地域福祉計画</td></tr> <tr><td>策定年</td><td>平成26年3月</td></tr> <tr><td>計画期間</td><td>平成26年度(2014)～30年度(2018)</td></tr> <tr><td>将来像</td><td>■基本理念 つくりあげよう やさしさとぬくもりあふれる まちをちいきを しみんみんなのちえとちからで</td></tr> <tr><td>概要</td><td>■アンケート調査結果から見た地域の特性 <市民アンケート> ・高齢者が安心して暮らしていくための重要な取り組み:「利用しやすい交通機関の充実」43.1% ・障害のある人が安心して暮らしていくための重要な取り組み:「利用しやすい交通機関の充実」53.0% ■基本目標と施策体系</td></tr> </table> <p>表 上位計画・関連計画の一覧(24ページ)</p> <table border="1" data-bbox="940 632 1711 871"> <tr><th>NO.</th><th>計画名称</th><th>視点</th><th>策定期期</th></tr> <tr><td>1</td><td>交通政策基本計画</td><td>国における交通政策の方針</td><td>H25.12</td></tr> <tr><td>2</td><td>津山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)</td><td>県のまちづくりの方向性との整合</td><td>H24.1</td></tr> <tr><td>3</td><td>津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略</td><td>人口減少克服・地方創生に関する施策との整合</td><td>H27.10</td></tr> <tr><td>4</td><td>津山市都市計画マスタープラン</td><td>まちづくりの方向性との整合、公共交通と連携したまちづくり</td><td>H20.3</td></tr> <tr><td>5</td><td>津山市成長戦略</td><td>成長分野(観光)での公共交通の役割</td><td>H26.2</td></tr> <tr><td>6</td><td>津山市観光戦略アクションプラン</td><td>来訪者の交通手段確保</td><td>H27.3</td></tr> <tr><td>7</td><td>津山市立地適正化計画*</td><td>まちづくりでの公共交通の役割</td><td>策定中</td></tr> </table>	(3) 津山市地域福祉計画		策定年	平成26年3月	計画期間	平成26年度(2014)～30年度(2018)	将来像	■基本理念 つくりあげよう やさしさとぬくもりあふれる まちをちいきを しみんみんなのちえとちからで	概要	■アンケート調査結果から見た地域の特性 <市民アンケート> ・高齢者が安心して暮らしていくための重要な取り組み:「利用しやすい交通機関の充実」43.1% ・障害のある人が安心して暮らしていくための重要な取り組み:「利用しやすい交通機関の充実」53.0% ■基本目標と施策体系	NO.	計画名称	視点	策定期期	1	交通政策基本計画	国における交通政策の方針	H25.12	2	津山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)	県のまちづくりの方向性との整合	H24.1	3	津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口減少克服・地方創生に関する施策との整合	H27.10	4	津山市都市計画マスタープラン	まちづくりの方向性との整合、公共交通と連携したまちづくり	H20.3	5	津山市成長戦略	成長分野(観光)での公共交通の役割	H26.2	6	津山市観光戦略アクションプラン	来訪者の交通手段確保	H27.3	7	津山市立地適正化計画*	まちづくりでの公共交通の役割	策定中	<p>・津山市立地適正化計画ページ挿入によるナンバーリングの変更</p> <p>・津山市立地適正化計画ページ挿入により、一覧から「津山市立地適正化計画」を削除</p>
(4) 津山市地域福祉計画																																																																																		
策定年	平成26年3月																																																																																	
計画期間	平成26年度(2014)～30年度(2018)																																																																																	
将来像	■基本理念 つくりあげよう やさしさとぬくもりあふれる まちをちいきを しみんみんなのちえとちからで																																																																																	
概要	■アンケート調査結果から見た地域の特性 <市民アンケート> ・高齢者が安心して暮らしていくための重要な取り組み:「利用しやすい交通機関の充実」43.1% ・障害のある人が安心して暮らしていくための重要な取り組み:「利用しやすい交通機関の充実」53.0% ■基本目標と施策体系																																																																																	
NO.	計画名称	視点	策定期期																																																																															
1	交通政策基本計画	国における交通政策の方針	H25.12																																																																															
2	津山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)	県のまちづくりの方向性との整合	H24.1																																																																															
3	津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口減少克服・地方創生に関する施策との整合	H27.10																																																																															
4	津山市都市計画マスタープラン	まちづくりの方向性との整合、公共交通と連携したまちづくり	H20.3																																																																															
5	津山市成長戦略	成長分野(観光)での公共交通の役割	H26.2																																																																															
6	津山市観光戦略アクションプラン	来訪者の交通手段確保	H27.3																																																																															
(3) 津山市地域福祉計画																																																																																		
策定年	平成26年3月																																																																																	
計画期間	平成26年度(2014)～30年度(2018)																																																																																	
将来像	■基本理念 つくりあげよう やさしさとぬくもりあふれる まちをちいきを しみんみんなのちえとちからで																																																																																	
概要	■アンケート調査結果から見た地域の特性 <市民アンケート> ・高齢者が安心して暮らしていくための重要な取り組み:「利用しやすい交通機関の充実」43.1% ・障害のある人が安心して暮らしていくための重要な取り組み:「利用しやすい交通機関の充実」53.0% ■基本目標と施策体系																																																																																	
NO.	計画名称	視点	策定期期																																																																															
1	交通政策基本計画	国における交通政策の方針	H25.12																																																																															
2	津山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)	県のまちづくりの方向性との整合	H24.1																																																																															
3	津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口減少克服・地方創生に関する施策との整合	H27.10																																																																															
4	津山市都市計画マスタープラン	まちづくりの方向性との整合、公共交通と連携したまちづくり	H20.3																																																																															
5	津山市成長戦略	成長分野(観光)での公共交通の役割	H26.2																																																																															
6	津山市観光戦略アクションプラン	来訪者の交通手段確保	H27.3																																																																															
7	津山市立地適正化計画*	まちづくりでの公共交通の役割	策定中																																																																															
<p>5. 地域課題と地域公共交通の課題整理</p> <p>課題と公共交通への要請</p> <p>◇まちづくりの課題</p> <p>◆まちづくりの課題から公共交通への要請(28ページ)</p> <table border="1" data-bbox="129 1158 900 1318"> <tr><td>◆まちづくりの課題から公共交通への要請</td></tr> <tr><td>・人口減少社会における、雇用創出や子育て支援、高齢者対策に寄与する公共交通の検討</td></tr> <tr><td>・「コンパクト+ネットワーク」の形成に資するための「地域公共交通網形成計画*）」と「立地適正化計画*）」の協調</td></tr> <tr><td>・津山駅周辺整備等とともに考える、市民が利用しやすい公共交通体系の整備</td></tr> </table>	◆まちづくりの課題から公共交通への要請	・人口減少社会における、雇用創出や子育て支援、高齢者対策に寄与する公共交通の検討	・「コンパクト+ネットワーク」の形成に資するための「地域公共交通網形成計画*）」と「立地適正化計画*）」の協調	・津山駅周辺整備等とともに考える、市民が利用しやすい公共交通体系の整備	<p>5. 地域課題と地域公共交通の課題整理</p> <p>課題と公共交通への要請</p> <p>◇まちづくりの課題</p> <p>◆まちづくりの課題から公共交通への要請(27ページ)</p> <table border="1" data-bbox="940 1158 1711 1318"> <tr><td>◆まちづくりの課題から公共交通への要請</td></tr> <tr><td>・人口減少社会における、雇用創出や子育て支援、高齢者対策に寄与する公共交通の検討</td></tr> <tr><td>・「コンパクト+ネットワーク」の形成に資するための「地域公共交通網形成計画*）」と「立地適正化計画*）」の着実な策定</td></tr> <tr><td>・津山駅周辺整備等とともに考える、市民が利用しやすい公共交通体系の整備</td></tr> </table>	◆まちづくりの課題から公共交通への要請	・人口減少社会における、雇用創出や子育て支援、高齢者対策に寄与する公共交通の検討	・「コンパクト+ネットワーク」の形成に資するための「地域公共交通網形成計画*）」と「立地適正化計画*）」の着実な策定	・津山駅周辺整備等とともに考える、市民が利用しやすい公共交通体系の整備	<p>・津山市立地適正化計画の策定による文言の変更</p>																																																																								
◆まちづくりの課題から公共交通への要請																																																																																		
・人口減少社会における、雇用創出や子育て支援、高齢者対策に寄与する公共交通の検討																																																																																		
・「コンパクト+ネットワーク」の形成に資するための「地域公共交通網形成計画*）」と「立地適正化計画*）」の協調																																																																																		
・津山駅周辺整備等とともに考える、市民が利用しやすい公共交通体系の整備																																																																																		
◆まちづくりの課題から公共交通への要請																																																																																		
・人口減少社会における、雇用創出や子育て支援、高齢者対策に寄与する公共交通の検討																																																																																		
・「コンパクト+ネットワーク」の形成に資するための「地域公共交通網形成計画*）」と「立地適正化計画*）」の着実な策定																																																																																		
・津山駅周辺整備等とともに考える、市民が利用しやすい公共交通体系の整備																																																																																		

津山市公共交通網形成計画 新旧対照表(赤文字、赤線囲み部分は変更、追加箇所)

変更後	変更前	備考
<p>7. 目標とする公共交通体系</p> <p>①津山市域内の公共交通の幹となる「公共交通軸」の設定 (30ページ)</p> <p>公共交通軸は、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 中心部やコンパクトなまちづくりを目指した「都市機能誘導区域」[※]、「居住誘導区域」[※]など ii) 周辺部の核となる地域生活拠点[※](支所等) iii) 公共交通結節点 iv) 津山市内と津山市外 <p>を相互に連絡、津山市の「公共交通体系の軸線・幹線(動脈)」と位置付けられるものと定義し、市民の主要な生活交通を担い、市域、圏域の交流・連携する。</p>  <p>図 公共交通軸のイメージ</p>	<p>7. 目標とする公共交通体系</p> <p>①津山市域内の公共交通の幹となる「公共交通軸」の設定 (29ページ)</p> <p>公共交通軸は、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 中心部や居住集積地域、及びコンパクトなまちづくりを目指した都市機能施設や居住を誘導する地域(誘導区域) ii) 周辺部の核となる地域生活拠点[※](支所等) iii) 公共交通結節点 iv) 津山市内と津山市外 <p>を相互に連絡、津山市の「公共交通体系の軸線・幹線(動脈)」と位置付けられるものと定義し、市民の主要な生活交通を担い、市域、圏域の交流・連携する。</p>  <p>図 公共交通軸のイメージ</p>	<p>・「都市機能誘導区域」「居住誘導区域」の定義に変更。</p>
<p>②津山市域全体の公共交通 (31ページ)</p> <p>津山市内の連合町内会支部単位、または小学校区単位での日常生活の公共交通を念頭におき、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 地域生活拠点[※]、公共交通拠点(又は公共交通軸)への接続・合流のための移動 ii) その地域内での移動 <p>を想定した公共交通体系(地域内公共交通)を構築する。</p>  <p>図 津山市全体の公共交通イメージ</p>	<p>②津山市域全体の公共交通 (30ページ)</p> <p>津山市内の連合町内会支部単位、または小学校区単位での日常生活の公共交通を念頭におき、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 地域生活拠点[※]、公共交通拠点(又は公共交通軸)への接続・合流のための移動 ii) その地域内での移動 <p>を想定した公共交通体系(地域内公共交通)を構築する。</p>  <p>図 津山市全体の公共交通イメージ</p>	<p>・「都市機能誘導区域」「居住誘導区域」の定義に変更。</p>

津山市公共交通網形成計画 新旧対照表(赤文字、赤線囲み部分は変更、追加箇所)

変更後	変更前	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>8. 目標達成に向けた施策・事業 「まちづくり」といっしょに考える公共交通の実現に向けて (37ページ)</p> <table border="1" data-bbox="129 327 900 683"> <thead> <tr> <th colspan="5">中心部での利便性向上</th> </tr> <tr> <th>事業主体</th> <th>津山市</th> <th>交通事業者</th> <th>市民</th> <th>その他</th> <th>実施時期</th> <th>H29～検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">・立地適正化計画における設定、施策を想定しつつ、中心部におけるバスの利便性向上を図る。</td> </tr> <tr> <td colspan="7">【拠点に対応した施策の検討】 ～基本原則～</td> </tr> <tr> <td colspan="7">1. 都市機能誘導区域) ピーク時1時間あたり3本以上のバス運行を担保</td> </tr> <tr> <td colspan="7">2. コンベンション施設の建設などに合わせた、バス運行の検討・整備</td> </tr> <tr> <td colspan="7">3. 中心部外周へバス接続 ⇒ 中心部内 徒歩・自転車 + 中心部内の周遊バスなどの交通モード</td> </tr> <tr> <td colspan="7">4. 中心部外周部 バス停整備 ⇒ バス停機能 + その他機能の検討</td> </tr> <tr> <td colspan="7">【その他】</td> </tr> <tr> <td colspan="7">1. 商店街と連携した公共交通利用の買い物客への優遇施策(長期間、恒常的)</td> </tr> <tr> <td colspan="7">2. イベント等と連携した公共交通利用者の優遇施策</td> </tr> <tr> <td colspan="7">3. 公共交通利用者を優遇、促進する施策を実施する商店街、企業、事業所への行政支援(広報、優遇措置)</td> </tr> <tr> <td colspan="7">4. 民間企業、団体との公共交通利用促進に対する意見交換、施策実施の協働</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="129 893 900 1209"> <thead> <tr> <th colspan="5">居住誘導区域等での利便性向上</th> </tr> <tr> <th>事業主体</th> <th>津山市</th> <th>交通事業者</th> <th>市民</th> <th>その他</th> <th>実施時期</th> <th>H29～検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">・立地適正化計画における設定、施策を想定しつつ、居住誘導区域等におけるバスの利便性向上を図る。</td> </tr> <tr> <td colspan="7">【拠点に対応した施策の検討】 ～基本原則～</td> </tr> <tr> <td colspan="7">1. 居住誘導区域)等ピーク時1時間あたり3本以上のバス運行を担保</td> </tr> <tr> <td colspan="7">2. 原則「バス停新設・移設・廃止のルール策定」に基づき、屋根・ベンチなどの設備を検討</td> </tr> <tr> <td colspan="7">3. 居住誘導区域)等のバス路線については原則維持。(組換・変更などは検討する。)</td> </tr> <tr> <td colspan="7">【その他】</td> </tr> <tr> <td colspan="7">1. 居住誘導区域)等へのインセンティブの検討</td> </tr> <tr> <td colspan="7">2. 居住誘導区域)等内(路線)限定のバス共通券・定期券・回数券</td> </tr> <tr> <td colspan="7">3. 区域内への住民票異動における、公共交通における特典</td> </tr> </tbody> </table>	中心部での利便性向上					事業主体	津山市	交通事業者	市民	その他	実施時期	H29～検討	・立地適正化計画における設定、施策を想定しつつ、中心部におけるバスの利便性向上を図る。							【拠点に対応した施策の検討】 ～基本原則～							1. 都市機能誘導区域) ピーク時1時間あたり3本以上のバス運行を担保							2. コンベンション施設の建設などに合わせた、バス運行の検討・整備							3. 中心部外周へバス接続 ⇒ 中心部内 徒歩・自転車 + 中心部内の周遊バスなどの交通モード							4. 中心部外周部 バス停整備 ⇒ バス停機能 + その他機能の検討							【その他】							1. 商店街と連携した公共交通利用の買い物客への優遇施策(長期間、恒常的)							2. イベント等と連携した公共交通利用者の優遇施策							3. 公共交通利用者を優遇、促進する施策を実施する商店街、企業、事業所への行政支援(広報、優遇措置)							4. 民間企業、団体との公共交通利用促進に対する意見交換、施策実施の協働							居住誘導区域等での利便性向上					事業主体	津山市	交通事業者	市民	その他	実施時期	H29～検討	・立地適正化計画における設定、施策を想定しつつ、居住誘導区域等におけるバスの利便性向上を図る。							【拠点に対応した施策の検討】 ～基本原則～							1. 居住誘導区域)等ピーク時1時間あたり3本以上のバス運行を担保							2. 原則「バス停新設・移設・廃止のルール策定」に基づき、屋根・ベンチなどの設備を検討							3. 居住誘導区域)等のバス路線については原則維持。(組換・変更などは検討する。)							【その他】							1. 居住誘導区域)等へのインセンティブの検討							2. 居住誘導区域)等内(路線)限定のバス共通券・定期券・回数券							3. 区域内への住民票異動における、公共交通における特典							<p>8. 目標達成に向けた施策・事業 「まちづくり」といっしょに考える公共交通の実現に向けて (36ページ)</p> <table border="1" data-bbox="940 327 1711 805"> <thead> <tr> <th colspan="5">拠点集積地域での利便性向上</th> </tr> <tr> <th>事業主体</th> <th>津山市</th> <th>交通事業者</th> <th>市民</th> <th>その他</th> <th>実施時期</th> <th>H29～検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">・立地適正化計画における設定、施策を想定しつつ、中心部におけるバスの利便性向上を図る。</td> </tr> <tr> <td colspan="7">【拠点に対応した施策の検討】 ～基本原則～</td> </tr> <tr> <td colspan="7">1. 都市機能誘導区域) ピーク時1時間あたり3本以上のバス運行を担保</td> </tr> <tr> <td colspan="7">2. コンベンション施設の建設などに合わせた、バス運行の検討・整備</td> </tr> <tr> <td colspan="7">3. 中心部外周へバス接続 ⇒ 中心部内 徒歩・自転車 + 中心部内の周遊バスなどの交通モード</td> </tr> <tr> <td colspan="7">4. 中心部外周部 バス停整備 ⇒ バス停機能 + その他機能の検討</td> </tr> <tr> <td colspan="7">【その他】</td> </tr> <tr> <td colspan="7">1. 商店街と連携した公共交通利用の買い物客への優遇施策(長期間、恒常的)</td> </tr> <tr> <td colspan="7">2. イベント等と連携した公共交通利用者の優遇施策</td> </tr> <tr> <td colspan="7">3. 公共交通利用者を優遇、促進する施策を実施する商店街、企業、事業所への行政支援(広報、優遇措置)</td> </tr> <tr> <td colspan="7">4. 民間企業、団体との公共交通利用促進に対する意見交換、施策実施の協働</td> </tr> <tr> <td colspan="7">拠点集積地域とは 都市機能誘導区域)、その他現状として特に拠点機能が集積している地域(立地適正化計画)の区域設定に合わせ、順次区域外拠点は区域内へ集積されると想定。公共交通は、J R、路線バス、タクシーを想定。 具体には以下を想定 ホテル・宿泊施設(新津山国際ホテルなど)、銀行・金融機関(大手町周辺金融機関)、大型小売店・商店街(アルネ津山、中心部商店街)、公共施設(市役所、文化センター、アルネ津山等)、観光施設(城東、城西地区、津山まなびの鉄道館など)、学校施設(高等学校、英作大学)、病院施設(津山中央記念病院、その他(高齢者住宅、子育て支援施設) ※ 都市機能誘導区域)外と想定されるが、現状として公共交通の観点から想定すべき拠点 J R駅 イオン津山店、マルナカ院由店、ノースランド津山店(大型小売店) 津山中央病院、津山第一病院(病院施設)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="940 893 1711 1257"> <thead> <tr> <th colspan="5">住居集積地域での利便性向上</th> </tr> <tr> <th>事業主体</th> <th>津山市</th> <th>交通事業者</th> <th>市民</th> <th>その他</th> <th>実施時期</th> <th>H29～検討</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">・立地適正化計画における設定、施策を想定しつつ、住居集積地域におけるバスの利便性向上を図る。</td> </tr> <tr> <td colspan="7">【拠点に対応した施策の検討】 ～基本原則～</td> </tr> <tr> <td colspan="7">1. 居住誘導区域) ピーク時1時間あたり3本以上のバス運行を担保</td> </tr> <tr> <td colspan="7">2. 原則「バス停新設・移設・廃止のルール策定」に基づき、屋根・ベンチなどの設備を検討</td> </tr> <tr> <td colspan="7">3. 居住誘導区域)のバス路線については原則維持。(組換・変更などは検討する。)</td> </tr> <tr> <td colspan="7">【その他】</td> </tr> <tr> <td colspan="7">1. 居住誘導区域)へのインセンティブの検討</td> </tr> <tr> <td colspan="7">2. 居住誘導区域)内(路線)限定のバス共通券・定期券・回数券</td> </tr> <tr> <td colspan="7">3. 区域内への住民票異動における、公共交通における特典</td> </tr> <tr> <td colspan="7">住居集積地域とは 立地適正化計画)における居住誘導区域)、その他現状として特に拠点機能が集積している地域(立地適正化計画)の区域設定に合わせ、順次区域外拠点は区域内へ集積されると想定。公共交通は、J R、路線バス、タクシー、一部小型乗合交通)を想定。</td> </tr> </tbody> </table>	拠点集積地域での利便性向上					事業主体	津山市	交通事業者	市民	その他	実施時期	H29～検討	・立地適正化計画における設定、施策を想定しつつ、中心部におけるバスの利便性向上を図る。							【拠点に対応した施策の検討】 ～基本原則～							1. 都市機能誘導区域) ピーク時1時間あたり3本以上のバス運行を担保							2. コンベンション施設の建設などに合わせた、バス運行の検討・整備							3. 中心部外周へバス接続 ⇒ 中心部内 徒歩・自転車 + 中心部内の周遊バスなどの交通モード							4. 中心部外周部 バス停整備 ⇒ バス停機能 + その他機能の検討							【その他】							1. 商店街と連携した公共交通利用の買い物客への優遇施策(長期間、恒常的)							2. イベント等と連携した公共交通利用者の優遇施策							3. 公共交通利用者を優遇、促進する施策を実施する商店街、企業、事業所への行政支援(広報、優遇措置)							4. 民間企業、団体との公共交通利用促進に対する意見交換、施策実施の協働							拠点集積地域とは 都市機能誘導区域)、その他現状として特に拠点機能が集積している地域(立地適正化計画)の区域設定に合わせ、順次区域外拠点は区域内へ集積されると想定。公共交通は、J R、路線バス、タクシーを想定。 具体には以下を想定 ホテル・宿泊施設(新津山国際ホテルなど)、銀行・金融機関(大手町周辺金融機関)、大型小売店・商店街(アルネ津山、中心部商店街)、公共施設(市役所、文化センター、アルネ津山等)、観光施設(城東、城西地区、津山まなびの鉄道館など)、学校施設(高等学校、英作大学)、病院施設(津山中央記念病院、その他(高齢者住宅、子育て支援施設) ※ 都市機能誘導区域)外と想定されるが、現状として公共交通の観点から想定すべき拠点 J R駅 イオン津山店、マルナカ院由店、ノースランド津山店(大型小売店) 津山中央病院、津山第一病院(病院施設)							住居集積地域での利便性向上					事業主体	津山市	交通事業者	市民	その他	実施時期	H29～検討	・立地適正化計画における設定、施策を想定しつつ、住居集積地域におけるバスの利便性向上を図る。							【拠点に対応した施策の検討】 ～基本原則～							1. 居住誘導区域) ピーク時1時間あたり3本以上のバス運行を担保							2. 原則「バス停新設・移設・廃止のルール策定」に基づき、屋根・ベンチなどの設備を検討							3. 居住誘導区域)のバス路線については原則維持。(組換・変更などは検討する。)							【その他】							1. 居住誘導区域)へのインセンティブの検討							2. 居住誘導区域)内(路線)限定のバス共通券・定期券・回数券							3. 区域内への住民票異動における、公共交通における特典							住居集積地域とは 立地適正化計画)における居住誘導区域)、その他現状として特に拠点機能が集積している地域(立地適正化計画)の区域設定に合わせ、順次区域外拠点は区域内へ集積されると想定。公共交通は、J R、路線バス、タクシー、一部小型乗合交通)を想定。							<p>・「都市機能誘導区域」に合わせた内容に変更 ・「拠点集積地域」の定義を削除</p> <p>・「居住誘導区域」に合わせた内容に変更 ・「住宅集積地域」の定義を削除</p>
中心部での利便性向上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
事業主体	津山市	交通事業者	市民	その他	実施時期	H29～検討																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
・立地適正化計画における設定、施策を想定しつつ、中心部におけるバスの利便性向上を図る。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
【拠点に対応した施策の検討】 ～基本原則～																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1. 都市機能誘導区域) ピーク時1時間あたり3本以上のバス運行を担保																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2. コンベンション施設の建設などに合わせた、バス運行の検討・整備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3. 中心部外周へバス接続 ⇒ 中心部内 徒歩・自転車 + 中心部内の周遊バスなどの交通モード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
4. 中心部外周部 バス停整備 ⇒ バス停機能 + その他機能の検討																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
【その他】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1. 商店街と連携した公共交通利用の買い物客への優遇施策(長期間、恒常的)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2. イベント等と連携した公共交通利用者の優遇施策																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3. 公共交通利用者を優遇、促進する施策を実施する商店街、企業、事業所への行政支援(広報、優遇措置)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
4. 民間企業、団体との公共交通利用促進に対する意見交換、施策実施の協働																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
居住誘導区域等での利便性向上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
事業主体	津山市	交通事業者	市民	その他	実施時期	H29～検討																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
・立地適正化計画における設定、施策を想定しつつ、居住誘導区域等におけるバスの利便性向上を図る。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
【拠点に対応した施策の検討】 ～基本原則～																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1. 居住誘導区域)等ピーク時1時間あたり3本以上のバス運行を担保																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2. 原則「バス停新設・移設・廃止のルール策定」に基づき、屋根・ベンチなどの設備を検討																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3. 居住誘導区域)等のバス路線については原則維持。(組換・変更などは検討する。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
【その他】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1. 居住誘導区域)等へのインセンティブの検討																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2. 居住誘導区域)等内(路線)限定のバス共通券・定期券・回数券																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3. 区域内への住民票異動における、公共交通における特典																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
拠点集積地域での利便性向上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
事業主体	津山市	交通事業者	市民	その他	実施時期	H29～検討																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
・立地適正化計画における設定、施策を想定しつつ、中心部におけるバスの利便性向上を図る。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
【拠点に対応した施策の検討】 ～基本原則～																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1. 都市機能誘導区域) ピーク時1時間あたり3本以上のバス運行を担保																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2. コンベンション施設の建設などに合わせた、バス運行の検討・整備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3. 中心部外周へバス接続 ⇒ 中心部内 徒歩・自転車 + 中心部内の周遊バスなどの交通モード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
4. 中心部外周部 バス停整備 ⇒ バス停機能 + その他機能の検討																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
【その他】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1. 商店街と連携した公共交通利用の買い物客への優遇施策(長期間、恒常的)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2. イベント等と連携した公共交通利用者の優遇施策																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3. 公共交通利用者を優遇、促進する施策を実施する商店街、企業、事業所への行政支援(広報、優遇措置)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
4. 民間企業、団体との公共交通利用促進に対する意見交換、施策実施の協働																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
拠点集積地域とは 都市機能誘導区域)、その他現状として特に拠点機能が集積している地域(立地適正化計画)の区域設定に合わせ、順次区域外拠点は区域内へ集積されると想定。公共交通は、J R、路線バス、タクシーを想定。 具体には以下を想定 ホテル・宿泊施設(新津山国際ホテルなど)、銀行・金融機関(大手町周辺金融機関)、大型小売店・商店街(アルネ津山、中心部商店街)、公共施設(市役所、文化センター、アルネ津山等)、観光施設(城東、城西地区、津山まなびの鉄道館など)、学校施設(高等学校、英作大学)、病院施設(津山中央記念病院、その他(高齢者住宅、子育て支援施設) ※ 都市機能誘導区域)外と想定されるが、現状として公共交通の観点から想定すべき拠点 J R駅 イオン津山店、マルナカ院由店、ノースランド津山店(大型小売店) 津山中央病院、津山第一病院(病院施設)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
住居集積地域での利便性向上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
事業主体	津山市	交通事業者	市民	その他	実施時期	H29～検討																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
・立地適正化計画における設定、施策を想定しつつ、住居集積地域におけるバスの利便性向上を図る。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
【拠点に対応した施策の検討】 ～基本原則～																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1. 居住誘導区域) ピーク時1時間あたり3本以上のバス運行を担保																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2. 原則「バス停新設・移設・廃止のルール策定」に基づき、屋根・ベンチなどの設備を検討																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3. 居住誘導区域)のバス路線については原則維持。(組換・変更などは検討する。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
【その他】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1. 居住誘導区域)へのインセンティブの検討																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2. 居住誘導区域)内(路線)限定のバス共通券・定期券・回数券																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3. 区域内への住民票異動における、公共交通における特典																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
住居集積地域とは 立地適正化計画)における居住誘導区域)、その他現状として特に拠点機能が集積している地域(立地適正化計画)の区域設定に合わせ、順次区域外拠点は区域内へ集積されると想定。公共交通は、J R、路線バス、タクシー、一部小型乗合交通)を想定。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

津山市公共交通網形成計画 新旧対照表(赤文字、赤線囲み部分は変更、追加箇所)

変更後	変更前	備考																												
<p>【用語集】</p> <p style="text-align: right;">(43ページ)</p> <table border="1" data-bbox="134 280 898 651"> <thead> <tr> <th colspan="2">【用語集】</th> </tr> <tr> <th>用語</th> <th>解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 地域公共交通網形成計画</td> <td>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び同法の基本方針に基づき、地方公共団体が作成する、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画。</td> </tr> <tr> <td>2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律</td> <td>地方公共団体による地域公共交通網形成計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置等について定めている法律(平成19年法律第59号)。</td> </tr> <tr> <td>3) 小型乗合交通(乗合タクシー、グループタクシーなど)</td> <td>乗合バスのように乗り合いで旅客を運送する乗車定員10名以下の車両(セダンやワンボックスバンなど)を使った交通システム。定時一定路線を運行する形態と予約型等の形態がある。また、タクシー制度を活用した、相乗り形態も含む。 例) 阿波地域交通空白地有償運送(津山市)、シータク(玉野市) グループタクシー(山口市)など</td> </tr> <tr> <td>4) 免許返納制度</td> <td>有効期限が残っている運転免許証を自分の意志により返納すること、或いは更新時に更新せず返納すること。</td> </tr> <tr> <td>5) おかやま愛カード</td> <td>運転免許証を自主的に返納等された県内に居住する65歳以上の高齢者の方の申請により、県警察が発行するカード。カードの提示で公共交通機関の運賃割引などの特典を得ることができる。</td> </tr> </tbody> </table>	【用語集】		用語	解説	1) 地域公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び同法の基本方針に基づき、地方公共団体が作成する、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画。	2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	地方公共団体による地域公共交通網形成計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置等について定めている法律(平成19年法律第59号)。	3) 小型乗合交通(乗合タクシー、グループタクシーなど)	乗合バスのように乗り合いで旅客を運送する乗車定員10名以下の車両(セダンやワンボックスバンなど)を使った交通システム。定時一定路線を運行する形態と予約型等の形態がある。また、タクシー制度を活用した、相乗り形態も含む。 例) 阿波地域交通空白地有償運送(津山市)、シータク(玉野市) グループタクシー(山口市)など	4) 免許返納制度	有効期限が残っている運転免許証を自分の意志により返納すること、或いは更新時に更新せず返納すること。	5) おかやま愛カード	運転免許証を自主的に返納等された県内に居住する65歳以上の高齢者の方の申請により、県警察が発行するカード。カードの提示で公共交通機関の運賃割引などの特典を得ることができる。	<p>【用語集】</p> <p style="text-align: right;">(42ページ)</p> <table border="1" data-bbox="945 280 1704 593"> <thead> <tr> <th colspan="2">【用語集】</th> </tr> <tr> <th>用語</th> <th>解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 地域公共交通網形成計画</td> <td>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び同法の基本方針に基づき、地方公共団体が作成する、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画。</td> </tr> <tr> <td>2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律</td> <td>地方公共団体による地域公共交通網形成計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置等について定めている法律(平成19年法律第59号)。</td> </tr> <tr> <td>3) 小型乗合交通(乗合タクシー)</td> <td>乗合バスのように乗り合いで旅客を運送する乗車定員10名以下の車両(セダンやワンボックスバンなど)を使った交通システム。定時一定路線を運行する形態と予約型等の形態がある。乗合タクシーとも呼ぶ。</td> </tr> <tr> <td>4) 免許返納制度</td> <td>有効期限が残っている運転免許証を自分の意志により返納すること、或いは更新時に更新せず返納すること。</td> </tr> <tr> <td>5) おかやま愛カード</td> <td>運転免許証を自主的に返納等された県内に居住する65歳以上の高齢者の方の申請により、県警察が発行するカード。カードの提示で公共交通機関の運賃割引など</td> </tr> </tbody> </table>	【用語集】		用語	解説	1) 地域公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び同法の基本方針に基づき、地方公共団体が作成する、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画。	2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	地方公共団体による地域公共交通網形成計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置等について定めている法律(平成19年法律第59号)。	3) 小型乗合交通(乗合タクシー)	乗合バスのように乗り合いで旅客を運送する乗車定員10名以下の車両(セダンやワンボックスバンなど)を使った交通システム。定時一定路線を運行する形態と予約型等の形態がある。乗合タクシーとも呼ぶ。	4) 免許返納制度	有効期限が残っている運転免許証を自分の意志により返納すること、或いは更新時に更新せず返納すること。	5) おかやま愛カード	運転免許証を自主的に返納等された県内に居住する65歳以上の高齢者の方の申請により、県警察が発行するカード。カードの提示で公共交通機関の運賃割引など	<ul style="list-style-type: none"> ・グループタクシーの記述を記載。 ・他自治体の実例を記載。
【用語集】																														
用語	解説																													
1) 地域公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び同法の基本方針に基づき、地方公共団体が作成する、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画。																													
2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	地方公共団体による地域公共交通網形成計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置等について定めている法律(平成19年法律第59号)。																													
3) 小型乗合交通(乗合タクシー、グループタクシーなど)	乗合バスのように乗り合いで旅客を運送する乗車定員10名以下の車両(セダンやワンボックスバンなど)を使った交通システム。定時一定路線を運行する形態と予約型等の形態がある。また、タクシー制度を活用した、相乗り形態も含む。 例) 阿波地域交通空白地有償運送(津山市)、シータク(玉野市) グループタクシー(山口市)など																													
4) 免許返納制度	有効期限が残っている運転免許証を自分の意志により返納すること、或いは更新時に更新せず返納すること。																													
5) おかやま愛カード	運転免許証を自主的に返納等された県内に居住する65歳以上の高齢者の方の申請により、県警察が発行するカード。カードの提示で公共交通機関の運賃割引などの特典を得ることができる。																													
【用語集】																														
用語	解説																													
1) 地域公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び同法の基本方針に基づき、地方公共団体が作成する、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画。																													
2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	地方公共団体による地域公共交通網形成計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置等について定めている法律(平成19年法律第59号)。																													
3) 小型乗合交通(乗合タクシー)	乗合バスのように乗り合いで旅客を運送する乗車定員10名以下の車両(セダンやワンボックスバンなど)を使った交通システム。定時一定路線を運行する形態と予約型等の形態がある。乗合タクシーとも呼ぶ。																													
4) 免許返納制度	有効期限が残っている運転免許証を自分の意志により返納すること、或いは更新時に更新せず返納すること。																													
5) おかやま愛カード	運転免許証を自主的に返納等された県内に居住する65歳以上の高齢者の方の申請により、県警察が発行するカード。カードの提示で公共交通機関の運賃割引など																													

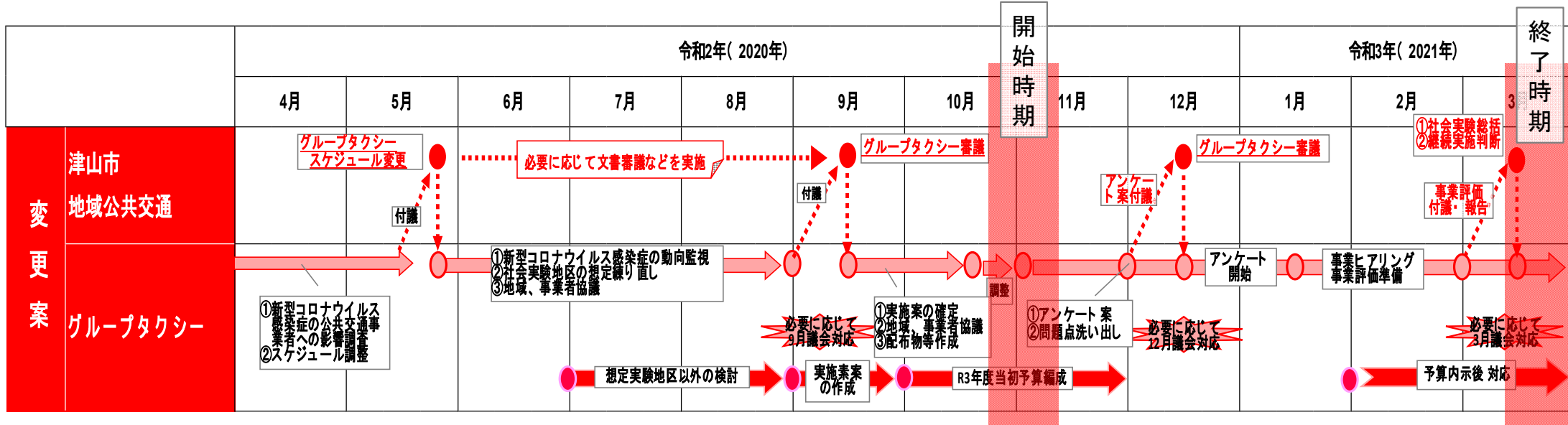
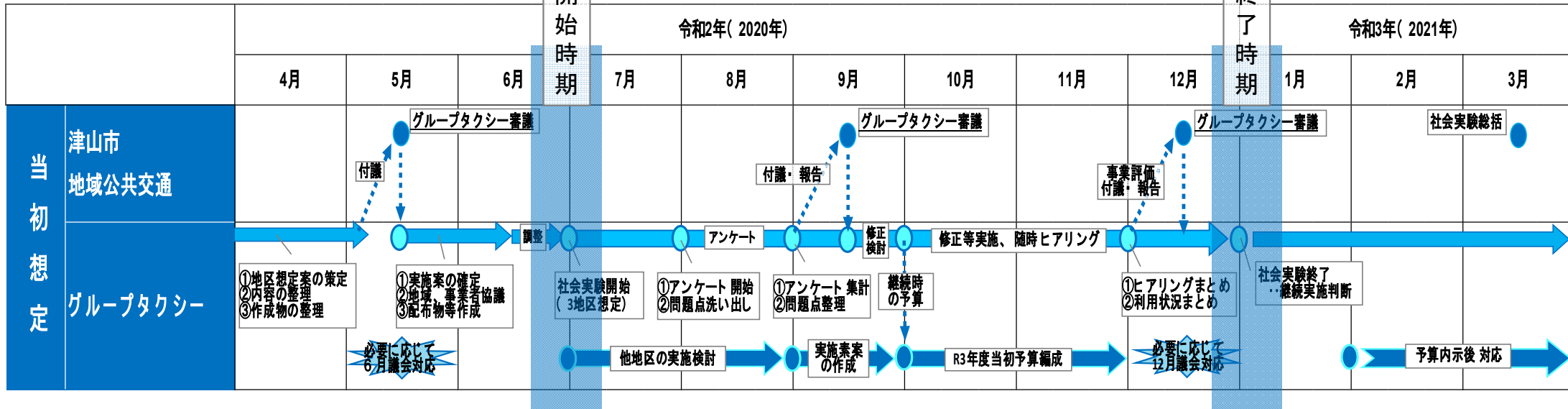
津山市立地適正化計画 拡大

(3) 津山市立地適正化計画

策定年	令和元年 8 月
計画期間	令和元年度 (2019) ～22 年度 (2040)
将来像	<p>■ 基本方針 “ずっと暮らしたい” やさしさと元気あふれるまち津山</p> <p>■ 計画の目標値 居住誘導区域の人口密度 令和 22 年 34.4 人/ha</p> <p>バス利用者数 (ごんごバス東・小・西循環線) 令和 22 年 105,000 人/年 等</p>
概要	<p>■ 対応方針</p> <p>(1) 中心市街地の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通の充実や道路環境の整備などにより、歩いて暮らせるまちの形成を推進します。 津山市の玄関口となる津山駅周辺地域では、<u>交通結節点機能の強化などの拠点性向上</u>を図ります。 <p>(2) 良好な居住エリアの形成とコンパクト化</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活拠点と中心市街地間のアクセス向上など<u>交通環境の整備</u>を推進します。 <p>(3) 空き地や空き家等の低未利用地の有効利用</p> <p>(4) 公共交通サービス水準の維持・向上による円滑な移動手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通沿線への居住誘導やバス等の利用を促進することで、<u>公共交通のサービス水準の維持・向上</u>を図り、高齢者や若者・子育て世代をはじめとする市民の円滑な移動手段を確保します。 <p>■ 誘導区域の設定</p> <p>(1) <u>居住誘導区域</u></p> <p>居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。</p> <p>(2) <u>都市機能誘導区域</u></p> <p>都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。</p> 
公共交通 関連施策	<p>■ 誘導施策</p> <p>(1) 居住誘導するための施策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">～居住を誘導するための施策～</p> <p><u>公共交通のサービス水準の維持・向上による円滑な移動手段の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通の幹となる公共交通軸の維持・充実 公共交通軸周辺への居住誘導やバス等の利用促進 <u>利用しやすい公共交通のための環境整備の検討</u> <u>津山駅の利便性・快適性の向上に向けた検討</u>  </div> <p>(2) 都市機能誘導するための施策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">～都市機能を誘導するための施策～</p> <p><u>まちなかの回遊性向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 回遊性向上のための道路整備、バリアフリー化、案内サイン整備などのだれもが円滑に移動できる道路環境の確保 <u>津山駅舎のバリアフリー化など駅の利便性・快適性の向上に向けた検討</u>  </div>

【令和2年度 第1回津山市地域公共交通会議 付議案】

グループタクシーのスケジュール変更案について



付議事項③ 資料

阿波交通空白地有償運送 運行事業

- (1) 事業目的
公共輸送に恵まれない地域の交通の利便性を図り、地域住民の生活のために必要な旅客輸送を実施するもの
- (2) 運行形態
交通空白地有償運送
- (3) 運行経路
津山市阿波地区(旧阿波村)内と JR 美作河井駅まで
(裏面参照)
- (4) 利用料金

阿波地区内	1回	150円
阿波地区から JR 美作河井駅	1回	300円
※ 待機料金	15分までは無料	
	15分～30分	100円
	30分～45分	200円
	45分～60分	300円
	60分以上	400円
- (5) 運行開始
平成24年7月(以前は過疎地有償運送として実施)
- (6) 使用車両など
登録運転手の自家用車両にて運行
- (7) 更新予定日
令和2年6月27日

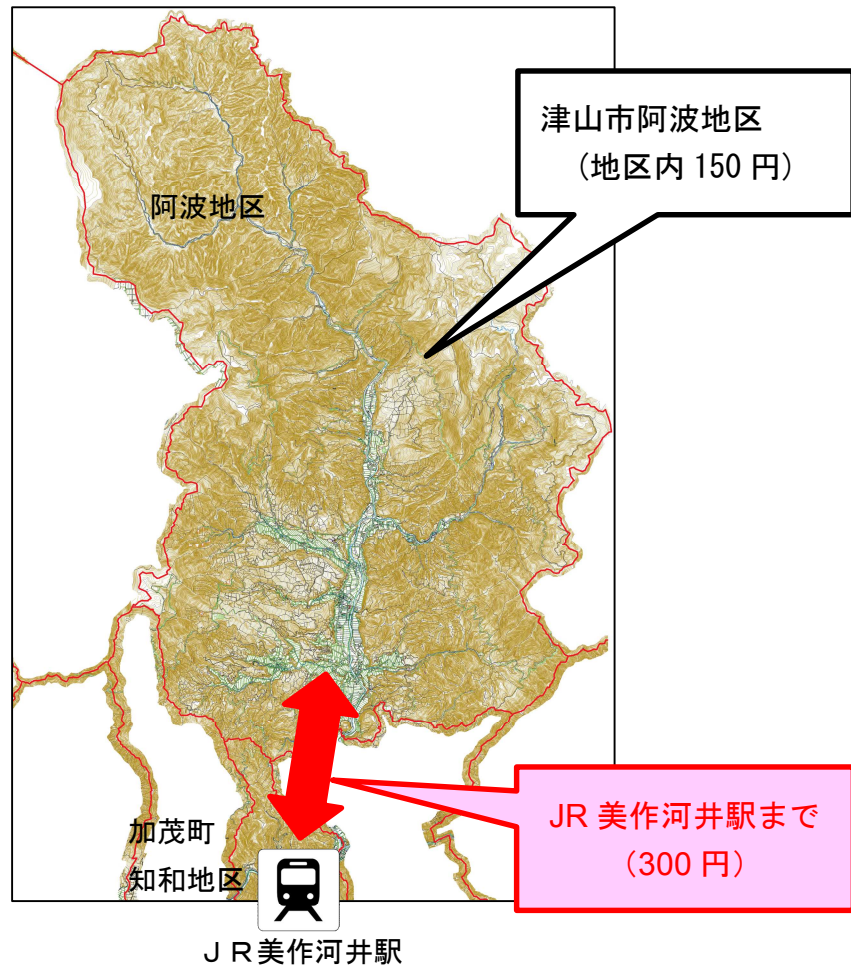
【裏面有り】

《参考》

【阿波過疎地有償運送（利用者状況 単位：人）】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 (4~3)	合計 (10~9)
H28	55	62	73	73	63	106	105	108	80	84	119	134	1062	860
(累計)	55	117	190	263	326	432	537	645	725	809	928	1062		
H29	88	98	82	74	62	90	76	103	146	111	79	130	1130	1124
(累計)	88	186	268	342	404	494	570	673	819	930	1009	1139		
H30	106	100	107	74	82	95	86	75	101	105	71	60	1062	1209
(累計)	106	206	313	387	469	564	650	725	826	931	1002	1062		
H31(R元)	64	47	55	56	74	56	58	32	55	57	44	31	629	850
(累計)	64	111	166	222	296	352	410	442	497	554	598	629		

【運行区域】



津山市公共交通感染症対策助成金

(新型コロナウイルス感染症 拡大防止社内研修等助成制度)

津山市は、新型コロナウイルスまん延防止のために、「新型コロナウイルス対応研修」を実施した公共交通事業者に、研修費用の助成を行います。

① 対象

市内に本社・主たる営業所を置く「**旅客自動車運送事業者**」
(バス事業者、タクシー事業者)

② 要件

- 1) 令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間に、新型コロナウイルスまん延防止に関する**社内研修を実施**していること。
- 2) 助成対象者の**従業員及び役員のうち複数名が上記の社内研修を受講**していること。



③ 助成額

上限20万円/社
(1社につき10万円 + 研修参加人数 × 1万2千円)

④ 申請に必要な書類

- (1) 津山市公共交通感染症対策助成金交付申請書
- (2) 企業概要書
- (3) 運送事業に関する許可証の写し(営業許可証等)
- (4) 従業者数を証明する書類の写し
(運転手台帳、雇用台帳など)
- (5) 社内研修実績報告書
- (6) 暴力団等排除に関する誓約書

※詳細は、津山市公共交通感染症対策助成金ホームページをご覧ください。

⑤ 申請期限

令和2年7月31日(金)まで



⑥ 申請先・問い合わせ先

津山市役所産業文化部商業・交通政策課 公共交通担当
〒708-8501 津山市山北520(東庁舎2階) TEL(0868) 32-2075
※受付・問い合わせは、平日の開庁時間(8:30~17:15)です。



津山市新型コロナウイルス感染症対策 公共交通配送実施支援助成金

津山市は、新型コロナウイルス感染症対策のための外出自粛要請に対応するため、特例的に認められる有償貨物運送事業(飲食配送)を実施するタクシー事業者に対して助成を行います。

① 対象

市内に本社・主たる営業所を置く「**タクシー事業者**」
(道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者)

② 要件

令和2年4月21日から令和2年7月31日の間に、**特例による飲食配送等の実施を運輸支局に申請し、許可を受けている**こと。

③ 助成額

10万円/社



④ 申請に必要な書類

- (1) 津山市新型コロナウイルス感染症対策公共交通配送実施支援助成金交付申請書
- (2) 企業概要書
- (3) 特例配送事業に係る有償運送許可証の写し
- (4) 飲食店等との配送契約書の写し
- (5) 暴力団等排除に関する誓約書

※詳細は津山市公共交通配送実施支援助成金ホームページをご覧ください。

⑤ 申請期限

令和2年7月31日(金)まで

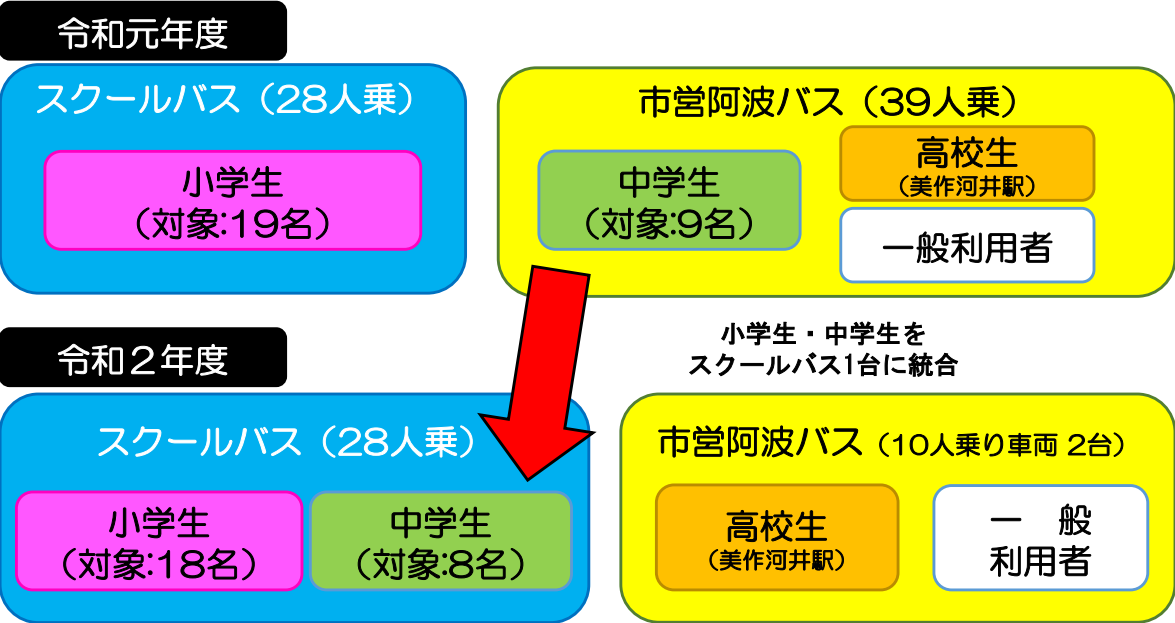
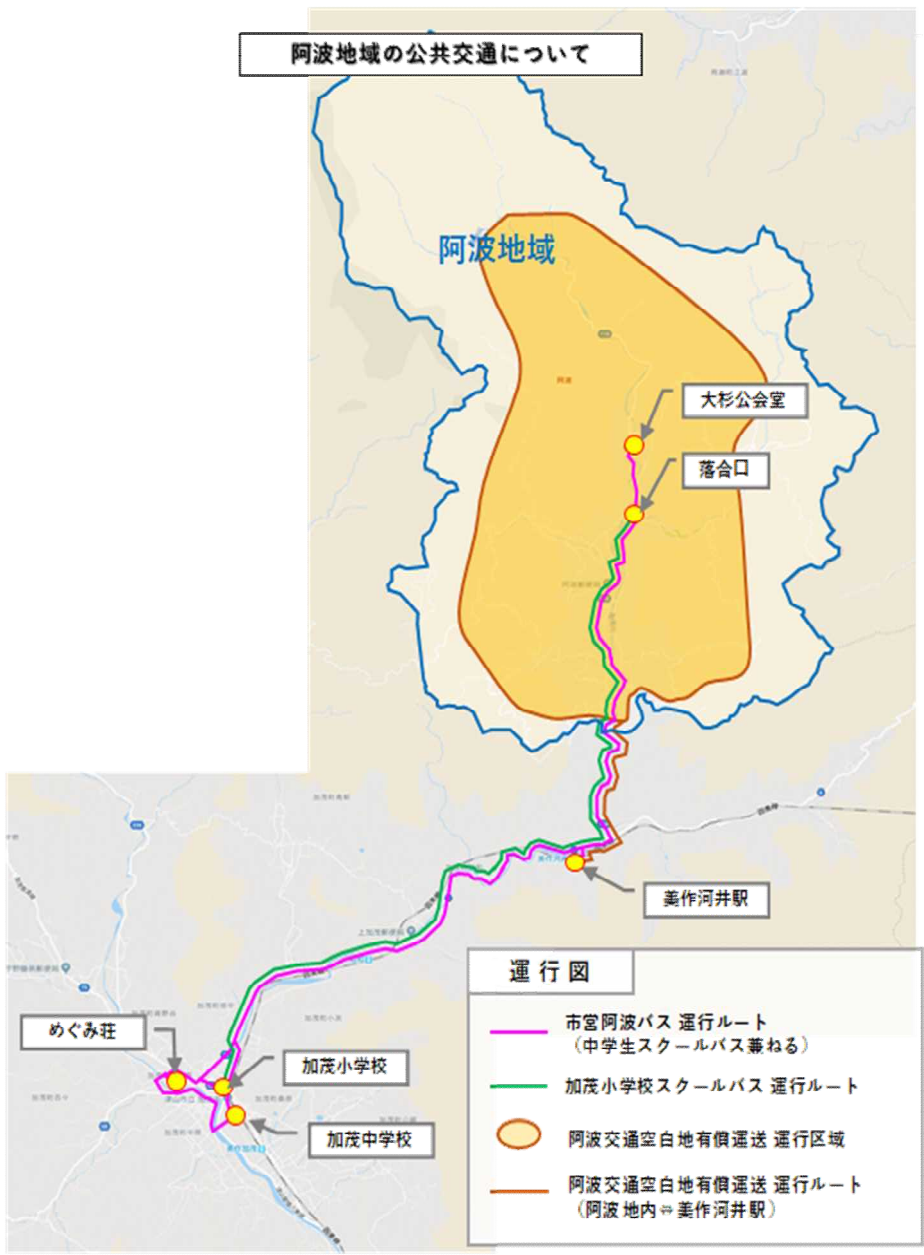
⑥ 申請先・問い合わせ先

津山市役所産業文化部商業・交通政策課 公共交通担当
〒708-8501 津山市山北520(東庁舎2階) TEL(0868) 32-2075
※受付・問い合わせは、平日の開庁時間(8:30~17:15)です。



報告案件2(市営阿波バスの車両更新)

阿波地域のスクールバスの状況について



- 【過去】 スクールバスの乗車定員が28人であり、小学生と中学生が1台では乗り切れないため、市営阿波バスへの中学生を混乗(スクールバス対応)を選択
- 【現在】 令和元年度は小学生と中学生の人数が乗車定員ギリギリであるため、市営阿波バスへの中学生の混乗を維持
- 【今後】 ①令和2年度の小学生と中学生の人数が減少しており、スクールバス1台での対応が可能
 ②市営阿波バスの利用者数の動向から、28人乗りバスではなく10人乗り車両へ移行
 ③小学生・中学生の人数が増加した場合は、10人乗り車両1台を予備車両としてスクールバスに対応する。

阿波地域の人口構成

年齢	学年	人数	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
0歳		1				
1歳		2				
2歳		3				
3歳		2				
4歳		1				
5歳		1				
6歳	小1	2	19	18	16	15
7歳	小2	3				
8歳	小3	6				
9歳	小4	3				
10歳	小5	3				
11歳	小6	2				
12歳	中1	4	9	8	9	9
13歳	中2	2				
14歳	中3	3				
15歳	高1	6				
16歳	高2	6	17	15	11	
17歳	高3	5				
小・中学生計(想定)			28	26	25	23